

ふくぎん生体認証ICキャッシュカード特約

1(特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、生体認証ICキャッシュカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、ふくぎんキャッシュカード規定、ふくぎんICキャッシュカード特約の一部を構成するとともに、同規定、同特約と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めのない事項に関してはふくぎんキャッシュカード規定、ふくぎんICキャッシュカード特約が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、ふくぎんキャッシュカード規定、ふくぎんICキャッシュカード特約の定義に従います。

2(生体認証)

生体認証とは、銀行取引にかかる本人であることの確認手段のひとつとして、本人の手指の静脈パターンの情報(以下「手指静脈情報」といいます。)を用いる当行所定の認証方式のことをいいます。

3(生体認証対象口座)

- (1) 生体認証ICキャッシュカードは、当行所定の預金口座(以下「生体認証対象口座」といいます。)についてのみ利用できます。
- (2) 当行に生体認証対象口座を登録する場合は、当行所定の窓口にて当行所定の書面により届出てください。生体認証対象口座の登録を削除する場合も同様とします。

4(認証用カード・手指静脈情報の登録・生体認証カード)

- (1) 生体認証対象口座について、生体認証ICキャッシュカードのお申込があった場合、当行は、本人の手指静脈情報を登録可能なICチップを搭載したICキャッシュカード(以下、「認証用カード」といいます。)を当行所定の方法により交付します。
- (2) 認証用カードの交付を受けた後、当行所定の窓口にて当行所定の方法により、認証用カードのICチップ内に手指静脈情報の登録を行ってください。(以下、ICチップ内に手指静脈情報の登録を行った認証用カードを「生体認証カード」といいます。)なお、登録の際、本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。
- (3) 登録された手指静脈情報の変更、削除及び確認を行う場合は、書面または受付機その他当行所定の方法によって当行に届出てください。当行は本人確認等、当行所定の手続きの終了後に変更、削除及び確認を行います。この場合、相当の期間をおき、保証人を求めることがあります。
- (4) ICチップ内に手指静脈情報の登録を行っていない認証用カードは、ふくぎんICキャッシュカードとしてのみのご利用となります。

5(生体認証情報・生体認証情報の照合)

- (1) 本人の手指静脈情報及び生体認証カードのICチップ内に登録された本人の手指の静脈パターンの情報(以下、「手指静脈の登録情報」といいます。)を総称して、生体認証情報といえます。
- (2) 当行は、生体認証カードを使用し、当行所定の機器により、本人の手指静脈情報と手指静脈の登録情報とを照合する(以下、「生体認証情報の照合」といいます。)ものとします。

6(生体認証情報の照合の利用範囲)

- (1) 生体認証カードの生体認証情報の照合は、この照合が可能な当行所定の現金自動機預入支払機・振込機その他の端末(以下、「生体認証カード対応ATM等」といいます。)および当行所定の窓口にて、当行所定の取引に利用できます。
- (2) 当行所定の生体認証カード対応ATM等および当行所定の窓口にて生体認証カードを利用される場合には、当行は、生体認証カードの暗証の入力による認証に加え、生体認証情報の照合を行い、その同一性を確認したうえで取扱いをいたします。
- (3) なお、ふくぎんキャッシュカード規定第一条に定める払出提携先・預入提携先・振込提携先のうち、生体認証を当行と同一の方式としている先(以下、「同一方式先」といいます。)においても、生体認証カードの生体認証照合が可能な生体認証カード対応ATM等が設置している場合があり、この場合同一方式先の生体認証カード対応ATM等にて、同一方式先所定の取引に、生体認証カードの生体認証情報の照合が利用できます。
- (4) 当行所定の窓口において生体認証カードを確認し、生体認証情報の照合により、同一性を確認し、かつ払戻請求書、諸届その他の書類への記入、または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認し、取扱いましたうえは、生体認証カード及び生体認証情報または暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
- (5) 生体認証カードを、当行および同一方式先所定の生体認証カード対応ATM等以外の現金自動機預入支払機・振込機その他の端末で利用する場合には、ふくぎんICキャッシュカードとしての利用となります。

7(一日あたりの払戻金額)

- (1) 当行は、生体認証カードの生体認証情報の照合を利用した当行および同一方式先の所定の生体認証カード対応ATM等での預金払い戻しについて、一日あたりの限度額を定めるものとします。
- (2) 生体認証カードをふくぎんICキャッシュカードとして利用する場合の預金払い戻しについての一日あたりの限度額は、ふくぎんICキャッシュカード特約に従うものとします。
- (3) 認証用カードでの預金の払い戻しについての一日あたりの限度額は、ふくぎんICキャッシュカード特約に従うものとします。

8(障害時の取扱い)

生体認証情報の照合等を行う当行および同一方式先所定の機器に障害が生じた場合、手指静脈情報または手指静脈の登録情報を取得できないと当行および同一方式先が判断した場合、その他当行および同一方式先がやむをえないと認める相当の事由がある場合は、生体認証カードを利用した生体認証対象口座の払戻し等または解約の受付ができない場合があります。この場合、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。

9(生体認証対応カードの有効期限・再交付)

- (1) 生体認証カード・認証用カード(以下総称して、「生体認証対応カード」といいます。)には、カード機能の性質上、当行所定の有効期限があり、有効期限は生体認証対応カードに表示しています。有効期限が経過した生体認証対応カードを利用することはできません。
- (2) 上記(1)の有効期限が到来する前の相当な時期に、当行は、当行所定の手数料を当行所定の日、通帳および払戻請求書なしで、当該生体認証対応カードを利用する口座から自動的に引落しをします。
- (3) 上記(2)の手数料の引落後、当行は有効期限を延長した認証用カードを当行所定の方法により、再交付します。
- (4) 上記(2)の手数料の引落しができなかった場合、認証用カードの再交付は行いません。キャッシュカードが必要な場合には、当行の窓口で当行所定の手続きが必要となります。また、この場合、当行からの請求があり次第、直ちに有効期限が経過した生体認証対応カードを取引店に返却してください。

10(生体認証対応カードの再発行時の手続き)

- (1) 前記9により新たな認証用カードが発行された場合および、生体認証対応カードの喪失、汚損、破損、種類変更等により新たな認証用カードの発行を受けた場合は、古い生体認証対応カードを取扱店に返却する(生体認証対応カードの喪失の場合を除きます。)とともに、すみやかに前記4により手指静脈情報の登録を行ってください。この登録が終了するまでの間は、新たな認証用カードについては、生体認証カードとして生体認証情報の照合を用いた取引はできません。
- (2) 新たな生体認証対応カードが使用された場合は、古い生体認証対応カードは失効するものとします。

11(代理人によるカードの利用)

- (1) 当行が認めた場合には、本人は生体認証対応カードによる生体認証対象口座の利用について代理人を届け出ることができるものとします。この場合に代理人に対して発行するカードは生体認証対応カードに限ります。
- (2) 上記(1)の場合、代理人は本人が同席のうえ、代理人の認証用カードのICチップに代理人の手指静脈情報を登録する必要があります。その他の手続きについては前記4の規定に準じるものとします。
- (3) 代理人の生体認証対応カードの利用についても、この特約を適用します。

12(個人情報等)

本人及び代理人は、当行が、生体認証対応カードによるサービスを提供するにあたり、下記のことについて同意するものとします。

- 1 当行が、認証用カードのICチップ内に手指静脈情報を登録する場合、およびICチップ内に登録された手指静脈情報を変更する場合に、本人または代理人の手指静脈情報を上記登録に利用し、利用終了後ただちに廃棄すること。
- 2 本人及び代理人が行う当行および同一方式先が定めた取引において、手指の静脈情報が登録された生体認証カードを使用して、当行および同一方式先所定の機器による本人確認がなされる場合、当行および同一方式先が、本人または代理人の生体認証情報を生体認証カードにより確認してこれを取引に利用すること。

13(特約の解約)

この特約を解約し、生体認証対応カード以外のカードに変更する場合には、生体認証対応カードおよび当行所定の届出を取扱店に提出するものとします。当行所定の解約手続が完了したときをもって、この特約は終了するものとします。

14(この特約の変更等)

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 上記(1)の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

※平成22年3月15日以降に発行した生体認証ICキャッシュカードについては、9.(生体認証ICキャッシュカードの有効期限・再交付)は適用されません。(当該生体認証ICキャッシュカードが、アレコレカードの代理人カードである場合を除きます。)

以 上